諮問庁:資源エネルギー庁長官

諮問日:平成31年1月22日(平成31年(行情)諮問第37号)

答申日:令和元年11月6日(令和元年度(行情)答申第287号)

事件名:第5次エネルギー基本計画に係る外務省とのやり取りに関する文書の

一部開示決定に関する件

## 答 由 書

## 第1 審査会の結論

別紙に掲げる35文書(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき,その一部を不開示とした決定について,諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については,別表2に掲げる部分を開示すべきである。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成30年10月16 日付け20180907公開資第3号により資源エネルギー庁長官(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

原処分で実際に開示された行政文書は、ほとんど黒塗りであり、これでは「開示」とはいえない。黒塗りをなくした形での当該文書を開示する決定を求める。

情報公開制度は、政府の責任を全うするため、また、国民に開かれた行政の実現を図るために大切な仕組みと心得ている。ところが、開示決定をしたとしつつ、実際にはほとんど黒塗りの文書を出すということは、単なる嫌がらせでしかない。改めて、黒塗りをなくした形での開示を求める。

(ちなみに、不開示部分と、開示された黒塗りの部分との違いは何か。せめてその違いを教えてもらいたい)。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 事案の概要

- (1)審査請求人は、平成30年8月16日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、本件請求文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行い、処分庁は、同月17日付けでこれを受け付けた。
- (2)本件開示請求に対し、処分庁は、対象となる行政文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、法9条1項の規定に基づき、原処分を行った。

- (3) これに対して、本件開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号)4条1号の規定に基づき、平成30年10 月24日付けで、諮問庁に対して、原処分で法5条5号ないし同条6号 に該当するために不開示とした部分の全部を開示することを求める審査 請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (4)本件審査請求を受け、諮問庁において、改めて精査したところ、後述のとおり、不開示とした部分は、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼす、あるいは今後の率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれる等のおそれがあることから、原処分を維持することの妥当性について情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。
- 2 審査請求に係る行政文書 本件対象文書は、別紙に掲げる35件の文書である。
- 3 原処分における処分庁の決定及びその理由 処分庁は、本件対象文書のうち、法5条5号ないし同条6号に該当する 部分について不開示とし、不開示とした部分とその理由は、以下のとおり である。
- (1)文書28,文書31から文書37の行政文書中,当省及び外務省の担当者のメールアドレス,資料参照先のURL及びログイン情報並びに事務局の業務アドレスについては、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当するため、不開示とした。
- (2)文書1から文書27,文書31から文書36の行政文書中,エネルギー基本計画案の内容及び意見に関する部分については,公開を前提としない国の機関内部における審議,検討又は協議に関する情報であって,調整過程の未成熟な情報を公にすることにより,今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり,法5条5号に該当するため,不開示とした。

## 4 審査請求人の主張

(1)審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件開示請求に対し処分庁が行った原処分に ついて、開示請求者である審査請求人が法5条5号ないし同条6号に該 当するため不開示とした部分の全部を開示することを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された審査請求の理由は、上記第2の2のとおりで ある。

5 審査請求人の主張についての検討

## (1) メールアドレス等について

メールアドレス(業務用含む)については、各職員の職務遂行・特定 業務の遂行のために付与され一般には公にしていない情報であり、公に することにより、迷惑メールや本来の業務と関係のないメールが送信さ れる等により、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ る。また、資料参照先のURL、ユーザID及びパスワードについては、 公にすることにより、機密情報への不正アクセスや情報漏えい等が発生 し、国の機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これらのことから、法5条6号に該当するため、不開示とするものである。

## (2) エネルギー基本計画案の内容及び意見に関する部分について

エネルギー基本計画は、政府として閣議決定を行い、中期的なエネルギー政策の内容を決定づける重要な計画であり、その影響は産業活動や国民生活の範囲に及び、利害を有する関係者も多岐にわたる。このため、その決定に際しては、関係省庁等を含め、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議、意思決定の前段階での調整など、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な仮説等も交えつつ率直な意見交換が行われている。

こうした公開を前提としない国の機関内部における審議,検討又は協議に関する情報であって,調整過程の未成熟な情報を公にすることは,今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

このため法5条5号に該当するため、不開示とするものである。

なお、閣議決定後であっても、こうした内容を開示することは、将 来予定される同種の審議、検討作業等において、関係者が率直な意見交 換を行うことを困難にするおそれがあるため、決定前と同様の取扱いと することが妥当である。

#### 6 結論

上記に基づき、原処分を維持することが妥当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成31年1月22日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年2月18日 審議

④ 令和元年10月8日 委員の交代による所要の手続の実施,本 件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年11月1日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる35文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において確認したところ、開示実施文書においてマスキングされている部分の一部(文書8ないし文書13,文書19ないし文書21,文書28,文書31ないし文書35及び文書37にそれぞれ記載の外務省又は処分庁の直通電話番号)について、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」において、法5条6号に該当するとして不開示とした部分に直通電話番号が明示されていなかったとの説明があった。

しかしながら、原処分については、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、当該部分は、原処分 (行政文書開示決定通知書)において開示された部分と認められるから、 本件審査請求の対象外と解される。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、別表1に掲げる部分については、原処分で不開示としたが、開示することとするとの説明があったため、当審査会では、当該部分を除く不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の不開示情報該当性について判断を行う。

#### (2)法5条5号該当性について

本件不開示部分のうち、文書1ないし文書27及び文書31ないし文書36(上記第3の3(1)に記載の部分を除く)には、第5次エネルギー基本計画の策定に係る検討の経緯及びその内容が記載されていることが認められる。

- ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして 諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
  - (ア) エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)に基づき、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があれば変更し、閣議決定を求めることが定められており、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、各国のエネルギー情勢等を鑑みながら定められている。

第5次エネルギー基本計画は、平成29年8月より、総合資源 エネルギー調査会基本政策分科会等において検討が開始され、同年 5月16日に同分科会素案が提示され、その後、パブリックコメン ト等を踏まえて、平成30年7月3日に閣議決定されたものであっ て、今後、新たなエネルギー基本計画が閣議決定されるまでは、第 5次エネルギー基本計画に沿ってエネルギーに関する政策が検討されていくことになる。

(イ)上記のとおり、エネルギー基本計画は、中期的なエネルギー政策 の内容を決定付ける重要な計画であり、その影響は産業活動や国民 生活の範囲に及び、利害を有する関係者も多岐にわたるのであって、 また、今後も定期的に検討が加えられ、必要に応じて変更されるも のである。

そのような計画において、公表される前提のない政府部内での調整過程の情報を公にすると、政府のエネルギー政策についての当時の具体的かつ詳細な検討内容が明らかとなり、将来の同種の検討に際して自由かっ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び政府部内の当該検討内容等について無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、当該部分は法5条5号に該当し、不開示とした。

イ 第5次エネルギー基本計画の策定に係る検討内容を公にすることとなれば、今後の同種の検討作業において自由かっ達な議論に支障を来すおそれがあるなどとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該部分のうち、別表 2 に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、エネルギー政策についての政府部内における具体的かつ詳細な検討内容及び関係省庁間の忌たんのないやり取りの内容が明らかとなり、将来の同種の検討に際して政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法 5 条 5 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- ウ しかしながら、当審査会事務局職員をして資源エネルギー庁のウェ ブサイト(以下「サイト」という。)を確認させたところ、以下の事 情が認められる。
  - (ア) 当該部分のうち、別表2の通番1,2及び5ないし8欄に掲げる 部分は、サイト上で既に公表されている資料と同一の内容であるか、 当該資料に軽微な修正がなされているものにすぎない。
  - (イ) 当該部分のうち、別表2の通番3欄に掲げる部分は、処分庁がサイトにおいて平成30年5月18日に公表した「第5次エネルギー計画(案) | に対する外務省の意見であるが、その内容は、修辞上

の修正に関する意見にすぎない。

- (ウ) 当該部分のうち、別表2の通番4欄に掲げる部分は、サイト上に掲載されている、平成30年5月16日に開催された第27回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の配布資料である「第5次エネルギー基本計画(案)」について、同分科会に参加する委員が行った発言を反映した記載であることが認められるが、当該発言を記録した同分科会の議事録もサイト上に掲載されている。
- エ よって、当該部分のうち、別表2の各欄に掲げる部分は、これを公 にしても、今後の政府部内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中 立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、法 5条5号に該当せず、開示すべきである。
- (3) 法5条6号該当性について

上記(2)に掲げる部分を除く本件不開示部分には、職員及び担当 部署の非公表のメールアドレス並びに資料参照先のURL及びログイン 情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
  - 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 5 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表 2 に掲げる部分を除く部分は、同条 5 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表 2 に掲げる部分は、同条 5 号に該当せず、開示すべきであると判断した。

## (第2部会)

委員 白井玲子,委員 佐藤郁美,委員 中川丈久

- 別紙(本件対象文書)
- 文書 1 第 5 次エネルギー基本計画案(骨子)への外務省意見(平成 3 0 年 5 月 9 日)
- 文書 2 第 5 次エネルギー基本計画案(素案)への外務省意見(平成 3 0 年 5 月 1 5 日)
- 文書3 第5次エネルギー基本計画案(素案)への外務省意見(平成30年 5月16日)
- 文書 4 第 5 次エネルギー基本計画案 (素案) への外務省意見 (案) (平成 3 0 年 5 月 1 5 日)
- 文書 5 第 5 次エネルギー基本計画案(素案)への外務省意見(案)(平成 30年5月16日)
- 文書 6 エネルギー基本計画(素案)(平成30年5月16日)(ドラフト ①,5/14 13:00)
- 文書7 エネルギー基本計画(素案)(平成30年5月16日)(ドラフト ②)
- 文書 8 「第 5 次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式【外 務省 - 1 】 (一次協議)
- 文書 9 「第 5 次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式【外 務省 - 2】(一次協議)
- 文書 1 0 「第 5 次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式 【外務省 - 3】 (二次意見)
- 文書 1 1 「第 5 次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式 【外務省 - 4】(二次意見)
- 文書 1 2 「第 5 次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式 【外務省 - 5】 (一次協議)
- 文書 1 3 「第 5 次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式 【外務省 - 6】 (一次協議)
- 文書 1 4 「第 5 次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式 【外務省 - 7】 (一次協議)
- 文書 1 5 「第 5 次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式 【外務省 - 経安 2 】 (一次協議)
- 文書 1 6 「第 5 次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式 【外務省 - 経安 3 】 (一次協議)
- 文書 1 7 「第 5 次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式 【外務省 - 経安 4 】 (一次協議)
- 文書18 「第5次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式 【外務省-経安5】(一次協議)

- 文書 1 9 「第 5 次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式 【外務省 1 2 】 (一次協議)
- 文書20 「第5次エネルギー基本計画(案)」に対する意見等提出様式 【外務省13】(一次協議)
- 文書21 「第5次エネルギー基本計画(案)1次協議後」に対する意見等 提出様式【外務省-1】(二次協議)
- 文書22 「第5次エネルギー基本計画(案)3次協議版」に対する意見等 提出様式【外務省-1】(三次協議)
- 文書23 エネルギー基本計画(案)(平成30年5月16日)(反映箇所見 え消し)
- 文書24 エネルギー基本計画(案)(平成30年●月●●日)(2次各省協 議)
- 文書 2 5 エネルギー基本計画(案)(平成 3 0 年 月 ● 日)(3 次各省協議に向けて準備中の改訂版)
- 文書 2 6 エネルギー基本計画(案)(平成 3 0 年 月 ● 日)(3 次各省協議版)
- 文書 2 7 エネルギー基本計画(案)(平成 3 0 年●月●●日)(各省協議セット版)
- 文書28 RE:第5次エネルギー基本計画案(骨子)への外務省意見(2 018年5月10日20:02:21メール)
- 文書31 FW:第5次エネルギー基本計画案(骨子)への外務省意見(20 18年5月15日12:11:48メール)
- 文書32 FW:第5次エネルギー基本計画案(骨子)への外務省意見(20 18年5月15日16:46:27メール)
- 文書33 FW:第5次エネルギー基本計画案(骨子)への外務省意見(20 18年5月15日16:06:21メール)
- 文書34 FW:第5次エネルギー基本計画案(骨子)への外務省意見(2 018年5月16日12:05:04メール)
- 文書35 RE: 【協議(意見 × 25日12時)】第5次エネルギー基本計画 (案) (2018年5月21日19:53:50メール)
- 文書36 RE:エネ基 現時点版(2018年6月4日19:33:55メ ール)
- 文書37 【各省協議セット版】第5次エネルギー基本計画案(2018年6 月8日21:28:06メール)

# 別表 1

文書番号	箇所
文書 3 3	1頁10行目17文字目
文書 3 4	1頁33行目18文字目ないし29文字目

# 別表 2

別衣 2		
通番	文書番号	開示すべき部分
	文書 6	以下を除く全ての部分。
		12頁19行目及び20行目、15頁29行目及び30行
		目、17頁23行目ないし25行目、20頁7行目ないし
		11行目、25頁29行目ないし36行目、29頁13行
		目ないし25行目及び27行目ないし36行目、30頁1
1		7 行目ないし20行目、38頁22行目ないし25行目、
		41頁3行目ないし6行目、42頁28行目ないし37行
		目、44頁7行目ないし19行目、51頁29行目ないし
		35行目、56頁3行目ないし30行目、78頁11行目
		ないし19行目,79頁10行目ないし12行目及び19
		行目ないし26行目並びに85頁25行目ないし30行目
	文書 7	以下を除く全ての部分。
		15頁29行目及び30行目、25頁29行目ないし36
		行目、29頁13行目ないし25行目及び27行目ないし
		36行目、30頁17行目ないし20行目、37頁22行
2		目ないし25行目、40頁3行目ないし6行目、41頁2
		8行目ないし37行目、42頁1行目、43頁8行目ない
		し21行目、84頁25行目ないし30行目並びに85頁
		9 行目ないし2 8 行目
3	文書 2 0	全て(法5条6号により不開示とした部分を除く)
4	文書 2 3	全て
	文書 2 4	以下を除く全ての部分。
		3 頁 1 0 行目ないし 2 0 行目, 1 7 頁 2 8 行目ないし 3 3
		行目、20頁13行目ないし17行目、39頁30行目な
		いし32行目、46頁3行目ないし7行目、49頁35行
		目ないし39行目、50頁1行目ないし4行目、56頁3
		行目ないし25行目、38行目及び39行目、57頁1行
5		目ないし9行目、63頁2行目ないし12行目、70頁1
		6 行目ないし2 1 行目、7 7 頁 2 行目ないし8 行目、7 9
		頁13行目ないし16行目、85頁7行目ないし10行
		目、87頁15行目ないし37行目、92頁36行目、9
		3 頁 1 行目ないし 4 行目並びに 9 9 頁 2 0 行目ないし 2 2
		行目
6	文書 2 5	以下を除く全ての部分。
		3 頁 1 0 行目ないし 2 1 行目、 1 7 頁 2 8 行目ないし 3 3
	1	-

	T	
		行目、20頁13行目ないし21行目、40頁30行目な
		いし32行目,47頁3行目ないし7行目,50頁35行
		目ないし39行目、51頁1行目ないし4行目、57頁3
		行目ないし25行目、38行目及び39行目、58頁1行
		目ないし14行目、64頁2行目ないし12行目、71頁
		16行目ないし21行目、79頁29行目ないし37行
		目、80頁1行目ないし3行目及び15行目ないし20行
		目、86頁7行目ないし27行目、88頁15行目ないし
		37行目、93頁36行目、94頁1行目ないし4行目及
		び100頁20行目ないし22行目
		以下を除く全ての部分。
	文書 2 6	17頁28行目ないし33行目,20頁13行目ないし2
		1 行目, 4 0 頁 3 0 行目ないし 3 2 行目, 5 5 頁 2 3 行目
7		ないし35行目,57頁3行目ないし25行目,64頁2
		行目ないし12行目、71頁16行目ないし24行目、7
		9頁29行目ないし37行目,80頁1行目,88頁15
		行目ないし37行目及び100頁20行目ないし22行目
8	文書 2 7	以下を除く全ての部分。
		40頁30行目ないし32行目、55頁23行目ないし3
		5行目、64頁2行目ないし12行目及び88頁15行目
		ないし37行目
	l	1